富山市企業等農業参入支援事業(雇用創出支援事業)実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、富山市農漁業振興対策事業補助金交付要綱第23条で規定する企業等農業参入支援事業(雇用創出支援事業)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

- (1) 法人 次に掲げる法人をいう。
 - ア株式会社
 - イ 合名会社
 - ウ 合資会社
 - 工 合同会社
 - 才 社会福祉法人
 - カ NPO法人
- (2) 新規雇用者 新規雇用者とは、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。なお、要件の確認にあっては、市内の住所を有することが分かる書類、労使関係が分かる書類等の提出を求めることができる。
 - ア 法人の農業参入に伴い、新たに雇用される従業者で、法人の農業経営開始日から6箇月以内に新規に雇用された者。
 - イ 市内に住所を有し、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者のうち、いわゆる正規職員である者。
 - いわゆる正規職員とは、
 - ・常勤で期間の定めのない労働契約を締結している者で、かつ、長期雇用を前提として、昇進・昇格等の人事システムを通じてキャリアを形成していく者。ただし、現に雇用している正規職員が定年退職した場合において、定年後も当該社員を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年 5 月 25 日法律第 68 号)に基づき継続雇用する場合は、当該継続雇用者を引続き正規社員とみなすものとする。
 - ウ 原則として、法人と雇用契約を締結している者。よって、役員(取締役、会計 参与、監査役など)は対象とはならないが、その勤務実態から、経営者としての 職務のみではなく、社員と同様に労働を行っている者は含む。

- (3) 県外移住者 新規雇用者の内、県外から市内に住所を異動する者又は住所を異動して採用される者で、次の要件を全て満たす者をいう。
 - ア 住民票を移す直前に、連続して1年以上、富山県外に在住していたこと。
 - イ 雇用日を起点として、その3箇月前から6箇月後までの間に、富山市に転入していること。

(補助金の交付)

第3条

市長は、法人の農業参入を推進し、もって地域農業の新たな担い手として地域での 雇用の創出や農業の活性化を図るため、農業に常時従事する新規雇用者の創出に要す る経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条

補助金の交付対象者は、既に農業以外の事業を行っている法人が、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき農地の所有権、賃借権又は使用貸借権の権利を取得する等により、農業経営を開始して原則1年以内の法人とする。

(補助金の額)

第5条

補助金の額は、第3条の新規雇用者数に10万円を乗じて得た額及び県外移住者数に20万円を乗じて得た額の合算額とする。

2 補助金の限度額は 100 万円とし、交付対象者あたり新規雇用者 5 人分を限度とする。

(交付申請)

第6条

補助金の交付を受けようとするものは、交付申請にあたっては原則として次の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 法人の現在事項全部証明書の写し
- (3) 農地法第3条の許可証又は農地利用集積計画書の写し
- (4) 農業委員会へ提出した農業経営計画書の写し
- (5) 農業委員会へ提出した土地及び住所地の生産組合長の同意書の写し
- (6) 農地の所在がわかる位置図
- (7) 新規雇用者の住民票
- (8) 新規雇用者の雇用保険の被保険者証の写し

- (9) 新規雇用者を法人に採用したことを証明する書類(採用通知等)の写し
- (10) 前号までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ただし、申請者が農地の所有権、賃借権又は使用貸借権の権利を取得せず、農作業 受託で農業経営を営む場合はこの限りではない。
- 2 交付申請時期は、新規雇用の期間が6箇月を経過した日からとする。

(交付決定及び通知)

第7条

市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、規則第 19 条の規定により規則第 5 条の交付の決定及び規則第 13 条の確定の手続きを併合し、補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知兼補助金額確定通知書(様式 2 号)により通知するものとする。

(その他)

第8条

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

年度富山市農漁業振興対策事業補助金交付申請書 (企業等農業参入支援事業補助金)

年 月 日

円

(あて先) 富山市長

住 所 事業主体名 代表者名

年度において雇用創出支援事業を実施したいので、企業等農業参入支援事業補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金

添付書類

- 1 事業実施計画書
- 2 その他
 - (1)法人の現在事項全部証明書の写し
 - (2)農地法第3条の許可証又は農地利用集積計画書の写し
 - (3)農業委員会へ提出した農業経営計画書の写し
 - (4)農業委員会へ提出した土地及び住所地の生産組合長の同意書の写し
 - (5)農地の所在がわかる位置図
 - (6)新規雇用者の住民票
 - (7)新規雇用者の雇用保険の被保険者証の写し
 - (8)新規雇用者を法人に採用したことを証明する書類(採用通知等)の写し

様式第1号

年度 企業等農業参入支援事業(雇用創出支援事業)実施計画書

1. 事業の目的

2. 経営開始時の農用地の状況

経営開始時面積	田	畑	樹園地	計	備考
所有地(a)					
借入地(a)					

3. 栽培計画

作物名			
栽培面積(a)			
生産量(kg)			
粗生産額(円)			

4. 経営構成員

氏名	年齢	住所	役職	担当業務	農作業	備考
					従事日数	

5. 農業機械・施設の状況

種類	台数	構造・規模・能力	所有・借用状況	備考
(機械名、施設名等)			及び調達方法	

様式第2号

年度富山市農漁業振興対策事業補助金(企業等農業参入支援事業補助金) 交付決定通知兼補助金額確定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

富山市長

円

年 月 日付で交付申請のありました 年度富山市農漁業振興対策事業補助金(企業等農業参入支援事業補助金)については富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助金額交付決定額

2. 補助金確定額 円

(担当) 農政企画課経営支援係 (TEL) 076-443-2081